

取引所為替証拠金取引「くりっく365」利用に関する約款

2012年4月1日
スター為替証券株式会社

第1条（本約款の趣旨）

- (1) 本約款は、お客様がスター為替証券株式会社（以下「当社」といいます。）においてインターネットおよび電話を利用した取引所為替証拠金取引「くりっく365」（以下「本取引」といいます。）の基本的事項に関する取り決めです。
- (2) お客様は、本取引の利用にあたっては、本約款、「取引所為替証拠金取引「くりっく365」約款細則」（以下「同細則」といいます。）、「為替証拠金取引口座設定約諾書」（以下「約諾書」といいます。）、株式会社東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）の定める受託契約準則その他の諸規則等、並びに金融商品取引法その他の関係法令諸規則を遵守するものとします。

第2条（口座開設基準）

- (1) お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に本取引口座の開設の申込みを行うことができます。
 - ① 年齢は20歳以上75歳以下であること。
 - ② 日本国内に居住していること。
 - ③ 本取引の制度、リスク等を理解し、約諾書、本約款および同細則等の内容を承諾していること。
 - ④ 氏名、住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む。）等当社の定める事項が正しく登録されていること。
 - ⑤ パソコン等によって、インターネットを利用できる環境にあること。
 - ⑥ 電話または電子メール等により、直接連絡が常時取りうること。
 - ⑦ 当社により交付された日本語による取引報告書その他の書面の記載内容が理解できること、および日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に全く支障がないこと
 - ⑧ 本取引にかかる取引報告書等の電子交付に同意頂けること
 - ⑨ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める「疑わしい取引」を行おうとするものでないと見なされること
 - ⑩ その他当社が定める要件に適合すること。
- (2) 当社は、上記要件および当社の本取引口座開設基準に基づき、口座開設の可否を審査し、当社が口座開設を承諾した場合に限り、お客様は本取引を行うことができるものとします。なお、審査の結果、口座の開設をお断りする場合、その理由については、お客様に開示しないものとします。

第3条（取引の名義）

- (1) お客様は、本取引の利用にあたって真正の住所・氏名を使用するものとし、以下に定める事項を遵守するものとします。
 - ① 住所、氏名は本人確認書類に記載のものと同一のものを使用するものとします。
 - ② 出金時の受け取り用銀行等の口座名義も上記①と同様とします。なお、当社はあらかじめお届けの本人名義の銀行等の口座以外への振込みは行わないものとします。
- (2) お客様において氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の変更があった時は、遅滞なく当社所定の変更の手続きを行うものとします。お客様は、変更手続きを怠ったことにより生じた損害および損失については当社に請求しないものとします。

第4条（取引の範囲）

当社は以下に定める範囲において本取引の執行をお客様から受託します。

- ① お客様は、本取引に係わるインターネット上の特定のウェブサイト、専用のソフトウェアの使用、および当社指定の連絡先（コールセンター）への電話を通じてのみ、本取引を行うことができます。
- ② 当社がお客様に提供する情報の内容および提供方法並びに情報提供の手数料は別途定めるものとします。
- ③ お客様は、本取引以外の、当社の他の取扱商品の口座開設を申込み場合、または既に開設している場合でも、

本取引に係る口座を独立に開設するものとし、当該口座と本取引口座間における振替を申し入れないこととします。

- ④ 当社は、本取引の内容（手数料を含みます。）を当社の判断によって変更することがあります。

第5条（通貨および取引の種類）

当社においてお客様が行うことのできる本取引の通貨および取引の種類は、当社が定めるものとします。

第6条（注文および注文の有効期限）

(1) お客様は、本取引を行う場合には、以下の事項を当社に明示するものとします。

- ① 通貨の種類
- ② 売付または買付の別
- ③ FIFO 注文または新規、決済の別（決済の場合は対象玉）
- ④ 執行条件
- ⑤ 数量
- ⑥ 指値等の価格
- ⑦ 有効期限

(2) 注文の有効期限は、当社が同細則に定めるものとします。

(3) 注文方法の詳細は、当社が同細則に定めるものとします。

第7条（発注数量の上限）

お客様が一度の注文において発注することができる売買注文の数量は、当社が同細則に定めるものとします。

第8条（取引時間）

(1) お客様の当社への本取引の委託は、当社が同細則に定める取扱時間内に行うものとします。

(2) お客様は、取引所における本取引の立会時間内であっても、当社の取扱時間外となったことにより取引所為替証拠金取引の委託ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第9条（注文の受付）

当社は、お客様の注文を本取引に係わるインターネット上の特定のウェブサイトおよびコールセンターへの電話から受注します。電子メール、FAX その他の方法による受注は、当社が必要と認める場合を除き、行わないものとします。

第10条（注文の執行）

お客様が当社に発注した売買注文が、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合、当社は、当該注文の執行を行わないものとします。ただし、当社が必要と認める場合を除きます。

- ① 新規注文時において、お客様の本取引口座における為替証拠金額が、当社が定める金額に不足する場合。
- ② お客様の売買注文の内容が本約款又は当社の定める本取引のルールに違反する場合。

第11条（取引注文等の取次・委託）

お客様は、当社が本取引に関する注文および本取引に関連する業務を、取引所に取次又は委託することをあらかじめ同意するものとします。

第12条（為替レート、スワップポイント）

お客様が当社と行う本取引に係る為替レートおよびスワップポイントは、取引所が提示する為替レートおよびスワップポイントを適用します。

第13条（為替証拠金の差入れ）

(1) お客様は、当社と本取引を行う場合、当社が定める口座開設時必要証拠金額以上で、かつ当社が定める発注に必要な

な為替証拠金の金額（以下「必要証拠金額」といいます。）以上の金額を、当社が定める方法により、あらかじめ本取引口座に預託するものとします。

- (2) 証拠金の預託は全額現金（円貨に限るものとします。以下同じ。）により行うものとし、当社は、代用有価証券の差入れには応じないものとします。

第14条（証拠金等の入金・出金）

- (1) お客様と当社の間において発生する金銭の授受は、原則としてお客様があらかじめ指定されたお客様の預金口座および当社が指定した当社の預金口座を通じて振込送金により行うものとし、振込手数料は振込む側の負担とします。
- (2) 前項に係わらず、お客様が、当社に別途定める金融機関の即時入金サービス（クイック入金）をご利用された場合の手数料については当社負担とします。
- (3) 証拠金等の出金可能額は、当社が定める範囲内の金額とします。
- (4) お客様は、入金連絡および出金の依頼は、あらかじめ当社の定める時間内に当社の定める方法により行うものとします。

第15条（値洗い計算等）

- (1) 当社は、毎営業日お客様の取引終了時の全建玉を値洗いし、当社の定めるところにより、お客様の証拠金等の状況を計算いたします。ただし、本取引の相場の変動に基づく損益額は日々受払いをおこない、お客様の差入証拠金と日々加減を行います。
- (2) 値洗い計算の結果、必要証拠金額に対しお客様の差入証拠金が不足となった場合は、証拠金不足を解消するまで、新規注文および証拠金の出金は行えないものとします。

第16条（証拠金の追加差入れ）

- (1) 値洗い計算等により、必要証拠金額に対して差入れ不足額が生じた場合は、お客様は不足額以上の証拠金を当社に追加差入れするものとします。また、当該証拠金を差入れしない場合、お客様は当社が定める時間までに、原則すべての建玉を決済するために必要な反対売買を行うものとします。
- (2) 前項の証拠金の追加差入れは、全額現金にて、当社が定める時間までに行うものとします。
- (3) 為替証拠金の追加差入れの要否およびその金額の確認は、お客様が本取引に係るシステムおよびコールセンターを利用することによって自ら行うものとします。

第17条（強制反対売買）

- (1) 差入れ不足額以上の入金、不足が発生した営業日の翌営業日の午前3時まで確認できない場合は、当社はお客様へ事前に通知することなく、当社の別途定める方法によりお客様の建玉の全てを、お客様の計算において反対売買することにより決済できるものとします。
- (2) 前項のほか、相場の変動等によって生じるお客様の損失を限定することを目的として、お客様の値洗い計算等による証拠金等の状況が、当社の定める基準（以下「ロスカット条件」といいます。）に該当した場合、当社はお客様へ事前に通知することなく、お客様の口座における全ての建玉につき、お客様の計算において直ちに反対売買することにより決済することができるものとします。
- (3) 決済の結果、お客様の差入証拠金になお不足が生じている場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行うものとします。

第18条（取引条件の変更）

お客様は、天災地変、経済事情の激変等その他やむを得ない事由に基づいて、当社が取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第19条（取引報告書等の電子交付）

お客様は、本取引に係る取引報告書、建玉報告書、証拠金残高通知書・入出金明細書、証拠金等の受領書等については、当社から電子交付により受け取るものとし、書面による送付がなされないことに同意するものとします。

第 20 条（委託手数料等）

- (1) お客様は、本取引の決済注文が成立した時は、当社が定める委託手数料および当該手数料に係る消費税相当額を支払うものとします。
- (2) 本取引での委託手数料は、当社が別途定めるものとします。

第 21 条（公租公課）

お客様は、本取引に係る公租公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

第 22 条（証拠金等に係る対価）

本取引に関し、お客様が当社に差入れた証拠金および本取引により生じた損益金その他の本取引に関する金銭に対しては、当社は利子その他いかなる名目によっても対価を支払わないこととします。

第 23 条（取引の制限等）

- (1) お客様が法令諸規則、本約款、同細則、約諾書その他の定める事項のいずれかに違反した時、または当社に対する債務の履行を怠った時は、当社は、直ちにお客様の本取引を制限または停止することができるものとします。
- (2) 当社は、本取引のサービスの利用料または事務手続き費用として、別途当社が定める所定の料金及び消費税相当額をお客様に請求する場合があります。
- (3) 当社がお客様の本取引を停止した場合は、お客様は、直ちに機会の利益を喪失します。

第 24 条（届出事項の変更届出）

- (1) お客様は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、届出印その他の届出事項に変更があったときは、所定の手続きにより遅滞なく当社に届け出るものとします。
- (2) (1) の手続きが完了するまでの間、当社は新規の建玉注文に限り、前条の定めにかかわらずお客様の取引を制限することができるものとします。

第 25 条（通知およびその効力）

- (1) お客様の証拠金に不足額が生じた場合、当社は原則として、お客様の本取引口座のお知らせ画面への掲示をもって通知し、掲示した時をもって通知したものとします。またお客様はこれを必ず確認するものとします。
- (2) その他、本取引のお客様への通知は、お客様の本取引口座のお知らせ画面に掲示することによりこれを行います。
- (3) (1) ～ (2) の通知は、お客様ご自身で確認し、必要な手続きを行うものとします。確認を怠り、そのためお客様が損害を被った場合には、当社はその責を負わないものとします。
- (4) お客様が当社に届け出た氏名、住所、電話番号または電子メールアドレスにあて、当社よりなされた本取引に関する諸通知が、お客様の転居、不在その他当社の責めに帰せられない事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなして取扱うものとします。

第 26 条（免責事項）

- (1) 次に掲げる事項により生じたお客様の損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。
 - ① 通信回線および通信機器、コンピューターシステムの障害による当該システムのサービスの遅延、不能、誤作動、情報の誤謬、停滞、省略および中断の場合
 - ② 天災地変、政変、外貨事情の急変または外国為替市場の閉鎖等不可抗力と認められる事由による、取引注文の執行、金銭の授受等の遅延または不能の場合
 - ③ 当社が本約款第 10 条および第 23 条の規定により注文を執行しなかった場合
 - ④ 当社が本約款第 17 条の規定により強制反対売買を行った場合
 - ⑤ お客様が取引注文の取消等を申し込んだにもかかわらず、当該取消等の対象となる当初の注文が取引所にて執行され取引が成立したため、取引注文の取消等を行うことができなかった場合
 - ⑥ 本取引の利用による売買注文等の受付に際し、パスワードの盗用等による不正使用があったために損害が生じた場合
 - ⑦ お客様がご利用になっている端末等の不正な取り扱いにより、注文が執行され、または執行されなかった場合

- ⑧ お客様が必要な確認を怠ったために、注文が執行され、または執行されなかった場合
 - ⑨ その他当社の責に帰すことができない事由により損害が発生した場合
- (2) 本取引の情報内容の誤謬、欠陥につき、当社および情報提供元に故意または重過失がないときは、当社および情報提供元はその責を負いません。
- (3) 当社および取引所の通信回線または機器の瑕疵または障害もしくは第三者による妨害等により本取引の利用に支障を生じた場合には、当社は注文を受注しないものとします。
- (4) お客様の使用する通信回線および機器、その他の通信手段に、当社の故意または重大なる過失に依らない障害または瑕疵が発生した場合、お客様が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、当社はその原因を調査する義務または解決する義務を負わないものとします。
- (5) 当社は回線の混雑を理由とする本取引に関する損害について、一切その責を負わないものとします。

第 27 条 (契約の解除)

次のいずれかに該当する場合には、当社はお客様に通知することなく、直ちに本取引に係るシステムおよびコールセンターの利用を解除できるものとします。

ただし、お客様に未決済の建玉がある場合は、当該建玉を決済するために必要な転売または買い戻しを、お客様の計算において当社が任意に行うこととします。またその決済の結果、当社に対する残債務が生じた場合には、お客様はその額に相当する金銭を直ちに支払うこととします。

- ① お客様の申出による場合
- ② お客様が当社との契約条項に違反した場合
- ③ 当社がお客様に解約を申し出た場合
- ④ お客様が当社への債務を期限までに履行しなかったことにより、当社が強制決済を行ったにもかかわらず、その後も取引方法の改善がなされない場合
- ⑤ お客様が第 28 条に定める本約款の変更に同意しない場合
- ⑥ お客様が法令に違反した場合
- ⑦ お客様の口座残高が 0 円の状態で半年以上経過した場合
- ⑧ お客様から 1 年以上当社に対する連絡もしくは取引口座へのアクセスが行われていないと当社が判断した場合
- ⑨ お客様が口座開設申込時にした反社会的勢力でない旨の確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑩ お客様が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に属していることが判明した場合
- ⑪ お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしましたまたは暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害する行為を行い、当社が取引を継続することが不適切であると判断した場合
- ⑫ その他当社が必要と認めた場合

第 28 条 (改訂ならびに承認)

- (1) 本約款は、法令、諸規則および取引所規則等の変更、監督官庁の指示、もしくはその必要が生じた場合は、予告なく改訂されることがあります。
- (2) 本約款が改訂された場合、当社は遅滞なくその内容を本取引に係わるインターネット上の特定のウェブサイトで開示するものとします。
- (3) お客様は、(2)の通知の内容に異議等ある場合は、所定の期日までに異議等の申出をすることとします。申出がない場合、当社はその内容が承認されたものとみなします。

第 29 条 (準拠法・合意管轄)

- (1) 本約款に関する準拠法は日本国法とします。
- (2) お客様と当社の本取引に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 30 条 (その他)

本約款に定めのない事項または本約款の履行につき疑義を生じたときは、双方誠意をもって協議し円満解決を図るものとします。

第31条（施行）

- (1) 本約款は平成19年7月2日より施行する。
- (2) 平成19年9月30日改訂
- (3) 平成19年10月29日改訂
- (4) 平成20年5月20日改訂
- (5) 平成21年10月1日改訂
- (6) 平成22年7月1日改訂
- (7) 平成22年12月27日改訂
- (8) 平成23年7月25日改訂
- (9) 平成24年4月1日改訂

以 上

2011-K105